

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定を改正する議定書

日本国及びメキシコ合衆国（以下「両締約国」という。）は、

両締約国間の関係を強化することを決意し、

特定の原産品に関する市場アクセスの条件を改善すること及び両締約国間の貿易を円滑化することを希望し、

産品の原産性を証明するための代替手段として認定輸出者制度を導入することを希望し、

二千四年九月十七日にメキシコ市で署名された経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定（二千六年九月二十日にメキシコ市で署名された経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定第五条3及び5の規定に基づく市場アクセスの条件の改善に関する日本国とメキシコ合衆国との間の議定書を含む。）（以下「協定」という。）を改正することを希望し、

協定第五条3(a)(i)及び(ii)の規定に基づいて協議を行い、

協定第百七十四条の規定を考慮して、

次のとおり協定した。

第一条

- 1 両締約国は、この議定書の不可分の一部を成す付表一及び付表二によって拘束される。
- 2 付表一及び付表二は、協定第五条5の規定に基づき、それぞれ、協定附属書一第二節及び第三節の対応する規定に代わる。

第二条

「第五章 原産地の証明及び税関手続

第一節 原産地の証明

第三十九条 原産地証明

第三十九条のA 原産地証明書

第三十九条のB 原産地申告

第三十九条のC 原産地証明の有効性」

協定の目次中

第一節 原産地証明

第三十九条 原産地証明書

を

に

改める。

第三条

協定第五条に次の6を加える。

6 特定の産品に関する自国の実行最恵国税率が、当該産品と同じ関税品目に分類される原産品について
1の規定に従って適用される税率より低い場合には、各締約国は、当該原産品について、その低い税率
を適用する。

第四条

協定第五章を次のように改める。

第五章 原産地の証明及び税関手続

第一節 原産地の証明

第三十九条 原産地証明

この節及び次節の規定の適用上、次の文書を原産地証明とする。

- (a) 次条に規定する原産地証明書
- (b) 第三十九条のBに規定する原産地申告

第三十九条のA 原産地証明書

1 両締約国は、この節及び次節の規定の実施のために、この協定の効力発生の日に第十条に規定する統一規則において原産地証明書の様式を定める。

2 1に規定する原産地証明書は、一方の締約国から他方の締約国に輸出される産品が原産品であることを証明することを目的とする。

3 1に規定する原産地証明書は、4の規定に従って、輸出者によって行われる書面による申請又は権限を与えられた代理人によって輸出者の責任において行われる書面による申請に基づき、輸出締約国の権限のある政府当局が発給する。原産地証明書は、発給に際し、輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定する団体により押印され、かつ、署名されなければならない。

この条の規定の適用上、輸出締約国の権限のある政府当局は、自国の関係法令により与えられた権限に基づき、原産地証明書の発給について責任を負う政府以外の団体を指定することができる。

輸出締約国の権限のある政府当局が政府以外の団体を原産地証明書を発給するものとして指定する場合には、当該輸出締約国は、輸入締約国に対し書面により当該政府以外の団体（以下この節及び次節に

において「指定団体」という。）を通報する。

輸出締約国は、指定団体による原産地証明書の発給がこの節の規定に適合せず、かつ、指定団体の指定の取消しが正当化される場合には、その指定を取り消す。この場合において、輸出締約国は、指定の取消しの決定に関し、輸入締約国により表明された見解を考慮する。

4 輸出者は、原産地証明書の発給を受けようとするときは、輸出締約国の権限のある政府当局又は指定団体に対し、輸出する産品が原産品であることを証明しなければならない。

輸出者が産品の生産者でない場合には、当該輸出者は、当該産品の生産者が任意に提出する申告書であつて当該生産者が権限のある政府当局又は指定団体に対して当該産品が原産品であることを証明するものに基づいて、原産地証明書の発給を申請することができる。この4のいかなる規定も、産品の生産者に対し当該産品が原産品であることを証明することを義務付けるものと解してはならない。生産者がそのような申告書を提出しない場合には、輸出者が、輸出する産品が原産品であることを権限のある政府当局又は指定団体に対して証明しなければならない。

5 権限のある政府当局又は指定団体は、輸出者により4の規定に従って申請が行われる場合には、産品

が輸出された後であっても原産地証明書を発給する。遡及して発給された原産地証明書は、第十条に規定する統一規則に定める文言により裏書されなければならない。

6 輸出者は、原産地証明書が盗まれ、亡失し、又は著しく損傷した場合には、当該原産地証明書を発給した権限のある政府当局又は指定団体に対し、当該権限のある政府当局又は指定団体が保有する当該輸出に関する書類に基づいて原産地証明書を再発給することを要請することができる。このような方法によつて再発給された原産地証明書は、第十条に規定する統一規則に定める文言により裏書されなければならない。

7 輸入締約国に輸入される産品の原産地証明書は、英語で記入する。原産地証明書に英語で記入しない場合には、輸入締約国の公用語による翻訳文を当該原産地証明書に添付する。原産地証明書に英語で記入する場合には、スペイン語又は日本語への翻訳を要しない。

8 各締約国は、この節に規定する要件を満たす有効な原産地証明書であつて産品の一回限りの輸入に適用されるものを、当該原産地証明書が発給された日の後一年間又は両締約国が合意するその他の期間、自国の税関当局において受理することを定める。

9 輸出締約国の権限のある政府当局は、次のことを行う。

- (a) 原産地証明書の発給事務に関する制度を定めること。
- (b) 第四十四条の規定に基づく輸入締約国の要請に応じ、関税上の特惠待遇を要求された産品が原産品であるか否かに関する情報を提供すること。
- (c) 権限のある政府当局又は指定団体が原産地証明書の発給のために使用する印章の図案を、輸入締約国に提供すること。

第三十九条のB 原産地申告

1 第三十九条(b)に規定する原産地申告については、2に規定する認定輸出者のみがこの条の規定に従って作成することができるとする。

2 輸出締約国の権限のある政府当局は、輸出締約国に所在する輸出者を認定輸出者として認定し、当該輸出者が1に規定する原産地申告を作成することを認めることができる。ただし、次のことを条件とする。

- (a) 当該輸出者が原産品の船積みを頻繁に行っていること。

- (b) 当該輸出者が輸出締約国の法令に定める条件を満たすこと（輸出締約国の権限のある政府当局に対し、産品が原産品であることを確認するために必要な全ての保証を提供することを含む）。
- 3 輸出締約国の権限のある政府当局は、認定輸出者に対し、原産地申告に記載する認定番号を与える。
- 4 認定輸出者が産品の生産者でない場合には、当該認定輸出者は、当該産品が原産品であるとの情報又は誓約であつて当該産品の生産者が任意に提供するものに基づいて、当該産品の原産地申告を作成することができる。当該誓約を提供する生産者は、輸出締約国の権限のある政府当局の要請があつた場合には、当該権限のある政府当局に対し当該産品が原産品であることに関する必要な全ての情報を提供する。
- 5 両締約国は、第十条に規定する統一規則において原産地申告の申告文を定める。認定輸出者は、関係する産品について特定できるように十分詳細に記述した商業上の文書（例えば、仕入書、納品書）にタイプ印書し、押印し、又は印刷することにより、原産地申告を作成するものとする。当該認定輸出者が、輸出締約国の権限のある政府当局に対し、当該認定輸出者を特定する原産地申告についての全ての責任であつて、手書きで署名したとしたならば当該認定輸出者が負うことになったであろうものを負う

ことを書面により約束した場合には、当該原産地申告への当該認定輸出者による手書きの署名を必要としない。

当該原産地申告は、当該商業上の文書が発行された日に作成されたとみなす。

6 認定輸出者は、製品の輸出の際又はその後、当該製品の原産地申告を作成することができる。

7 輸出締約国の権限のある政府当局は、認定輸出者としての認定の下で適正な運用が行われているか否かについて確認することができる。当該権限のある政府当局は、認定輸出者としての認定をいつでも取り消すことができる。当該権限のある政府当局は、認定輸出者がこの条に規定する条件を満たさない場合又はその他当該認定の下で不適切な運用を行う場合には、当該輸出締約国の法令に従って、当該認定を取り消さなければならない。

8 各締約国は、この節に規定する要件を満たす有効な原産地申告であって製品の一回限りの輸入に適用されるものを、当該原産地申告が作成された日の後一年間又は両締約国が合意するその他の期間、自国の税関当局において受理することを定める。

9 輸出締約国の権限のある政府当局は、認定輸出者の認定番号の構成並びに認定輸出者の氏名又は名

称、住所及び認定番号並びに認定が効力を生ずる日付に関する情報を輸入締約国に提供する。一方の締約国は、当該情報の変更（当該変更が効力を生ずる日付を含む。）を他方の締約国に通報する。

第三十九条のC 原産地証明の有効性

輸入締約国の税関当局は、原産地証明が提出のための最終期日の後に提出される場合において、その期限を遵守することができなかつたことが輸出者又は輸入者にとって不可抗力によるものであるときは、当該原産地証明を受理することができる。

第四十条 輸入に関する義務

1 この節に別段の定めがある場合を除くほか、各締約国は、他方の締約国から輸入される産品について関税上の特惠待遇を要求する輸入者に対して次のことを要求する。

- (a) 有効な原産地証明に基づき、当該産品が原産品であることについて書面による申告を行うこと。
- (b) 申告を行う際に原産地証明を所持すること。
- (c) 税関当局の要請に応じ、原産地証明を提出すること。
- (d) 申告の基礎となる原産地証明が不正確な情報を含むと信ずるに足りる理由がある場合には、速やか

に、申告を修正し、及び納付すべき関税を納付すること。

輸入者は、第三十九条の規定にかかわらず、第十条に規定する統一規則の附属書二―Bに「具体的に記述する産品」として定める原産品について関税上の特惠待遇を要求する場合には、原産地証明書を提出する。

2 一方の締約国の輸入者が他方の締約国から輸入する産品について関税上の特惠待遇を要求する場合には、当該輸入者がこの条に規定する要件を満たさないときは、輸入締約国の税関当局は、当該産品に関税上の特惠待遇を与えないことができる。

3 各締約国は、輸入者が輸入の際に原産地証明を所持していない場合には、当該輸入者が、国内法令に従い、原産地証明及び、必要に応じて、当該輸入に関するその他の文書を当該輸入の後一年を超えない期間内に提出することができるようにすることを確保する。

第四十一条 輸出に関する義務

1 各締約国は、原産地証明書に記入し、かつ、署名した自国の輸出者が当該原産地証明書に不正確な情報を含むと信ずるに足りる理由があると認めると至った場合、第三十九条のA4の生産者がその申告書

に係る原産地証明書に不正確な情報を含むと信ずるに足りる理由があると認めると至った場合又は原産地申告を作成した第三十九条のB2の認定輸出者が当該原産地申告に記載された産品が原産品でないと信ずるに足りる理由があると認めると至った場合には、当該輸出者、当該生産者又は当該認定輸出者が当該原産地証明書又は当該原産地申告を提供した全ての者並びに当該締約国の権限のある政府当局又は指定団体及び輸入締約国の税関当局に対して、当該原産地証明書又は当該原産地申告の正確性又は有効性に影響を及ぼし得るいかなる変更についても当該輸出者、当該生産者又は当該認定輸出者が書面により速やかに通報することを確保する。その通報は、第十条に規定する統一規則に定める方法によって行う。当該通報が第四十四条に規定する原産品であることについての確認の開始に先立って行われ、かつ、当該輸出者、当該生産者又は当該認定輸出者が正当に依拠することのできた事実であって産品が原産品であることを裏付けるものが原産地証明書の発給又は原産地申告の作成の際に存在していたことが立証される場合には、当該輸出者、当該生産者又は当該認定輸出者は、不正確な原産地証明書又は原産地申告を提出したことについて罰則の適用を受けない。

2 各締約国は、第三十九条のA3の輸出者、同条4の生産者、第三十九条のB4の規定に基づいて誓約

を提供した生産者又は同条2の認定輸出者が、産品が原産品であること及びこの協定に定めるその他の要件が満たされていることを証明する全ての適当な文書を、輸出締約国の権限のある政府当局又は指定団体の要請に応じて、いつでも提出することができるよう備えておくことを確保する。

第四十二条 例外規定

各締約国は、次に掲げる輸入については原産地証明の所持又は提出を要求されないことを確保する。ただし、当該輸入が第三十九条のA、第三十九条のB及び第四十条に定める原産地の証明に関する義務を回避することを目的として行われ、又は準備されたと合理的に認め得る一連の輸入の一部を構成しないことを条件とする。

(a) その価額が千アメリカ合衆国ドル若しくは当該締約国の通貨によるその相当額又は当該締約国が設定するこれよりも高い額を超えない産品の商業上の輸入。ただし、当該輸入に係る仕入書が、当該産品が原産品であることを示す記述を含むことを条件とすることができる。

(b) その価額が千アメリカ合衆国ドル若しくは当該締約国の通貨によるその相当額又は当該締約国が設定するこれよりも高い額を超えない産品の商業上の輸入に当たらない輸入

(c) 輸入締約国が原産地証明の所持及び提出の義務を免除した製品の輸入

第二節 運用及び執行

第四十三条 記録の保管

1 各締約国は、第三十九条の A 3 の輸出者又は同条 4 の製品の生産者であつて原産地証明書の発給を申請する目的で産品が原産品であることを証明する文書を有するものが、原産地証明書の発給の日の後五年間又は当該締約国が指定するこれよりも長い期間、他方の締約国において関税上の特惠待遇を要求する産品が原産品であることに関する記録を自国内で保管することを確保する。当該記録には、次の(a)から(c)までの事項に関する記録を含める。

(a) 輸出される産品の購入、当該産品に係る費用、当該産品の価額及び当該産品に係る支払

(b) 輸出される産品の生産に使用された全ての材料（間接材料を含む。）の購入、当該材料に係る費用、当該材料の価額及び当該材料に係る支払

(c) 輸出される形態での産品の生産

2 各締約国は、原産地申告を作成した認定輸出者が、当該原産地申告の作成の日の後五年間、当該原産

地申告を作成した商業上の文書の写し及び第四十一条2に規定する文書を保管することを確保する。

3 各締約国は、製品の生産者であつて第三十九条のB4の規定に基づいて誓約を提供したものが、当該誓約を認定輸出者に提供した日の後五年間又は輸出締約国の法令に規定するこれよりも長い期間、輸出締約国の法令に規定するところにより、当該製品の原産地に関連する記録を保管することを確保する。

4 各締約国は、輸入する製品について関税上の特惠待遇を要求する輸入者が、当該製品の輸入の日の後五年間又は当該締約国が指定するこれよりも長い期間、当該製品の輸入に関して当該締約国が要求する文書を保管することを確保する。

5 各締約国は、権限のある政府当局又は指定団体が、その発給した原産地証明書についての記録を当該原産地証明書の発給の日の後少なくとも五年間保管することを確保する。当該記録には、原産品であることを証明するために提示された全ての文書等を含める。

第四十四条 原産品であることについての確認

1 輸入締約国は、関税上の特惠待遇を与えられて他方の締約国から輸入される製品が原産品であるか否かを決定するため、当該輸入締約国の税関当局を通じて次のいずれかの方法により確認を行うことがで

きる。

(a) 輸出締約国の権限のある政府当局に対し、当該産品が原産品であるか否かに関する情報を原産地証明に基づいて要請すること。

(b) 輸出締約国に所在する輸出者又は産品の生産者であつて、前条に規定するものに対して質問書を送付すること。

(c) 輸出締約国の権限のある政府当局が当該輸入締約国の税関当局の立会いの下に行う当該輸出締約国における前条に規定する輸出者又は産品の生産者の施設への訪問を通じて、前章の規定に適合していることを示す情報（前条の規定に従つて保管される文書に含まれる情報を含む。）を収集すること及びそのため当該産品の生産に使用された設備の確認を行うこと並びにそのようにして収集した情報を英語で当該税関当局に提供することを、当該輸出締約国に要請すること。

(d) 両締約国が合意するその他の方法

2 輸入締約国の税関当局がこの条の規定に従つて原産品であることについての確認を開始する場合には、適宜、附属書五の規定を適用する。

3 輸出締約国の権限のある政府当局は、1(a)の規定の実施のために、要請された情報を要請の日の後六箇月を超えない期間内に提供する。

輸入締約国の税関当局は、必要と認める場合には、産品が原産品であるか否かに関する追加の情報を要請することができる。輸出締約国の権限のある政府当局は、輸入締約国の税関当局が追加の情報を要請する場合には、要請された情報を要請の日の後三箇月を超えない期間内に提供する。

輸入締約国の税関当局は、輸出締約国の権限のある政府当局がこれらの期間内に回答を行わない場合には、確認の対象となっている産品が原産品でないと決定し、当該産品に係る原産地証明を無効なものと認めて、関税上の特惠待遇を与えないこととする。

4 輸入締約国の税関当局は、輸出締約国に所在する輸出者又は生産者に対し、第十条に規定する統一規則に定める方法により、1(b)の質問書を送付する。

5 1の規定は、輸入締約国の税関当局又は権限のある政府当局が、自国において、自国に所在する輸入者、輸出者又は生産者による国内法令の遵守に関連する措置をとる権限を行使することを妨げるものではない。

6 1 (b)の規定により質問書を受領する輸出者又は生産者は、当該質問書に回答し、及びその回答を送付するための期間として、当該質問書を受領した日から四十五日の期間を与えられる。

7 輸入締約国は、1 (b)の質問書に対する回答を6に規定する期間内に受領し、かつ、確認の対象となっている産品が原産品であるか否かを決定するために多くの情報を必要とすると認めるときは、自国の税関当局を通じ、追加の質問書により輸出者又は生産者に対し追加の情報を要請することができる。

この場合において、当該輸出者又は生産者は、当該質問書に回答し、及びその回答を送付するための期間として、当該質問書を受領した日から四十五日の期間を与えられる。

8 (a) 6又は7に規定する質問書に対する輸出者又は生産者による回答が、産品が原産品であることを決定するための十分な情報を含まない場合には、輸入締約国の税関当局は、確認の対象となっている産品が原産品でないと決定し（22に規定する書面による決定による。）、関税上の特惠待遇を与えないこととすることができる。

(b) 6に規定する質問書に対する回答が6に規定する期間内に送付されない場合には、輸入締約国の税関当局は、確認の対象となっている産品が原産品でないと決定し、当該産品に係る原産地証明を無効

なものと認めて、関税上の特惠待遇を与えないこととする。

9 1に規定するいずれかの方法による原産品であることについての確認は、1に規定する他の方法により確認を行うことを妨げない。

10 輸入締約国は、1(c)の規定による訪問の実施を輸出締約国に対して要請する場合には、そのような要請を行うための書面を、訪問の実施を希望する日の少なくとも三十日前までに受領の確認を伴う方法により当該輸出締約国に送付する。当該輸出締約国の権限のある政府当局は、その施設に訪問を受ける輸出者又は生産者に対し、訪問を受けることについて同意するか否かの書面による回答を求める。

11 10の規定により送付される書面には、次の事項に関する情報を含める。

- (a) 当該書面を送付する税関当局を特定する事項
- (b) その施設への訪問が要請される輸出者又は生産者の氏名又は名称
- (c) 訪問の実施を希望する日及び場所
- (d) 訪問の目的及び実施の範囲（確認の対象となっている原産地証明所載の製品の明記を含む。）
- (e) 訪問に立ち会う輸入締約国の税関当局の職員の氏名及び官職

12 11に規定する情報の修正については、11(c)に規定する訪問の実施を希望する日より前に書面により通報する。

11(c)に規定する訪問の実施を希望する日を修正する場合には、その修正は、訪問の実施の日の少なくとも十日前までに書面により通報する。

13 輸出締約国は、1(c)の規定に基づいて要請される訪問の実施を受諾するか否かを、10の規定により送付される書面を受領した日から二十日以内に輸入締約国に対して書面により回答する。

14 輸出締約国が訪問の実施を拒否する場合又は10の規定による書面による要請に対し13に規定する期間内に回答しない場合には、輸入締約国の税関当局は、訪問の対象とされた産品が原産品でないと決定し、当該産品に係る原産地証明を無効なものと認めて、関税上の特惠待遇を与えないこととする。

15 輸出締約国の権限のある政府当局は、訪問の最終日から四十五日以内又は相互に同意するその他の期間内に、当該訪問を通じて収集した情報を輸入締約国の税関当局に提供する。

16 両締約国は、1に規定する確認の過程において、産品の生産に使用された材料が原産材料であるか否かを決定するために必要な情報を輸入締約国の税関当局が要請することができることを確認する。

17 1に規定する輸出者又は製品の生産者は、製品の生産に使用された材料が原産材料である旨の情報を得るために、当該材料の生産者に対し当該材料が原産材料であるか否かに関する情報を任意に提供するように要請することができる。当該材料の生産者は、希望するときは、輸出締約国の権限のある政府当局による輸入締約国の税関当局への当該情報の提供に当たり、当該輸出者又は製品の生産者を関与させることなく当該情報を当該輸出締約国の権限のある政府当局に送付することができる。

18 輸入締約国の税関当局が1(a)に規定する方法による確認の過程において、材料が原産材料であるか否かに関する情報を16の規定に基づいて要請する場合には、当該情報は、輸出締約国の権限のある政府当局により3の規定に従って提供される。

輸入締約国の税関当局が1(b)に規定する方法による確認の過程において、材料が原産材料であるか否かに関する情報を16の規定に基づいて要請する場合には、当該情報は、輸出者若しくは製品の生産者により6若しくは7の規定に従って、又は輸出締約国の権限のある政府当局により6若しくは7の規定を準用して、提供される。当該情報が輸出締約国の権限のある政府当局により提供される場合において準用する6又は7の規定に定める四十五日の期間は、当該輸出者又は生産者が質問書を受領した日から四

十五日の期間とする。

輸入締約国の税関当局が1(c)に規定する方法による確認の過程において、材料が原産材料であるか否かに関する情報を16の規定に基づいて要請する場合には、当該情報は、輸出締約国の権限のある政府当局により15の規定に従って提供される。

19 1に規定するいずれかの方法による確認の過程において材料が原産材料であるか否かに関する情報を16の規定に基づいて要請することは、1に規定する他の方法による確認の過程においてこのような情報を要請することを妨げるものではない。

20 輸入締約国の税関当局は、輸出者、製品の生産者若しくは輸出締約国の権限のある政府当局が製品の生産に使用された材料が原産材料であることを証明する当該材料に関する情報の提供を行わない場合又は提供された情報が当該材料が原産材料であると決定するために十分でない場合には、当該材料は非原産材料であると決定する。その決定により、必ずしも、当該産品自体が原産品でないとの決定が導かれるものではない。

21 各締約国は、自国の税関当局を通じ、産品を輸出した締約国において一般的に認められている会計原

則に従って域内原産割合についての確認を行う。

22 輸入締約国の税関当局は、1に規定する確認の手続を実施した後、その産品が確認の対象となった輸出者又は生産者に対し、第十条に規定する統一規則に定める方法により、当該産品が前章の規定に従って原産品とされるか否かについての書面による決定（当該決定に係る事実認定及び法的根拠を含む。）を送付する。

23 輸入締約国の税関当局は、3、8(b)又は14の規定に従って問題となっている産品に対し関税上の特惠待遇を与えないこととする場合には、当該輸出者又は生産者に対し、第十条に規定する統一規則に定める方法により書面による決定を送付する。

24 1に規定する確認を行う締約国は、当該確認を通じて得た情報に基づいて産品が原産品でないと決定し、かつ、22の規定に従って輸出者又は生産者に対し書面による決定を送付する場合には、当該産品に対し関税上の特惠待遇を与えないこととする前に、その産品が確認の対象とされた輸出者又は生産者に対し、意見又は追加の情報を提出するための期間として書面による決定の受領の日から三十日の期間を与えるものとし、当該期間内に当該輸出者又は生産者から受領した意見又は追加の情報を考慮した後

最終的な決定を行う。当該最終的な決定は、当該輸出者又は生産者に対し、第十条に規定する統一規則に定める方法により送付される。

25 輸入締約国に輸入される産品が原産品である旨の虚偽の陳述を輸出者又は生産者が繰り返して行ったことが、当該輸入締約国の税関当局が行った確認を通じて明らかとなった場合には、当該輸入締約国の税関当局は、当該輸出者又は生産者により輸出され、又は生産される同種の産品については、前章の規定に適合していることを当該輸出者又は生産者が当該輸入締約国の税関当局に対して証明するまでの間、関税上の特惠待遇を与えることを停止することができる。輸入締約国の税関当局は、このような措置をとるに当たり、原産地証明書に記入し、かつ、署名した者又は原産地申告を作成した者及び輸出締約国の権限のある政府当局に通報する。

26 輸入締約国から輸出締約国に所在する輸出者又は生産者への連絡及び輸入締約国に対する1(b)の質問書への回答は、英語で行う。

第四十五条 秘密性

1 各締約国は、前節及びこの節の規定に従って自国に提供された秘密の情報の秘密性を国内法令に従っ

て保持するものとし、また、当該情報をその提供者の競争的地位を害するおそれのある開示から保護する。

2 前節及びこの節の規定に従って入手した情報は、前節及びこの節の規定の実施のために、原産品であるか否かの決定及び関税その他輸入に係る間接税について制度の運用上及び執行上の責任を有する両締約国の権限のある当局に対してのみ開示することができる。当該情報は、要請を受ける締約国の関係法令又は両締約国が締結している適当な国際協力に関する協定に従って要請され、かつ、提供される場合を除き、当該情報を入力した締約国によって裁判所又は裁判官の行ういかなる刑事手続においても使用されてはならない。

第四十六条 罰則

各締約国は、原産地証明に関連する違法行為（虚偽の申告書その他の文書であつて前節及びこの節の規定に関連するものを自国の税関当局、権限のある政府当局又は指定団体に提出することを含む。）を行った自国の輸入者、輸出者及び生産者について、刑事上、民事上又は行政上の罰則その他の適当な制裁を定め、又は維持することを確保する。

第四十七条 審査及び上訴

各締約国は、自国の輸入者が国内法令に従って次の審査を受けることができることを確保する。

- (a) 当該締約国の税関当局の決定に対する少なくとも一の審級における行政上の審査。ただし、当該審査は、審査の対象となっている決定を行った職員又は部局と異なる職員又は部局によって行われることを条件とする。

- (b) (a)に規定する決定に対する司法当局又は準司法当局による審査

第四十八条 輸送中の産品又は蔵置されている産品

この協定は、前章及び前節の規定に適合する産品であつて、この協定の効力発生の日に輸送中のもの、日本国若しくはメキシコにあるもの又は保税地域に一時蔵置されているものについて、適用することができる。ただし、輸出締約国の権限のある政府当局又は指定団体により第三十九条のA5の規定に従つて遡及して発給された原産地証明書が、産品が直接輸送されたことを示す書類とともに、この協定の効力発生の日から四箇月以内に、輸入締約国の法令に従つて輸入締約国の税関当局に提出されることを条件とする。

第四十九条 定義

1 前節及びこの節の規定の適用上、

- (a) 「権限を与えられた代理人」とは、各締約国の法令に基づき輸出者により指名された者であつて、当該輸出者のために原産地証明書に記入し、かつ、署名することについて責任を負うものをいう。
- (b) 「商業上の輸入」とは、販売を目的として又は商業上、産業上その他同様の用途のために締約国に産品を輸入することをいう。
- (c) 「権限のある政府当局」とは、各締約国の法令に従い、原産地証明書の発給若しくはその発給を行う団体の指定又は第三十九条のBに規定する認定輸出者の認定について責任を負う当局をいう。日本国については経済産業大臣又は権限を与えられたその代理者をいい、メキシコについては経済省をいう。
- (d) 「税関当局」とは、各締約国の法令に従い、関税に関する法令の運用について責任を負う当局をいう。日本国については財務大臣又は権限を与えられたその代理者をいい、メキシコについては大蔵省をいう。

- (e) 「原産品であるか否かの決定」とは、産品について前章の規定に従って行われる原産品であるか否かの決定をいう。
- (f) 「輸出者」とは、輸出締約国に所在する者であつて当該輸出締約国から産品を輸出するものをいう。
- (g) 「同種の産品」とは、外見上の微細な差異（原産品であるか否かの決定に影響を与えないものをいう。）の有無にかかわらず、形状、品質及び社会的評価を含む全ての点において同一である産品をいう。
- (h) 「輸入者」とは、輸入締約国に所在する者であつて当該輸入締約国に産品を輸入するものをいう。
- (i) 「関税上の特惠待遇」とは、この協定に従つて原産品について適用する関税率をいう。
- (j) 「生産者」とは、第三十八条に定義する生産者であつて締約国に所在するものをいう。
- (k) 「有効な原産地証明書」とは、第三十九条の A1 に規定する様式による原産地証明書であつて、前節の規定及び原産地証明書の様式に示された記入方法に従い、輸出者により記入され、かつ、署名され、輸出締約国の権限のある政府当局又は指定団体により押印され、かつ、署名されたものをいう。

- (1) 「有効な原産地申告」とは、前節の規定に従い認定輸出者により作成された原産地申告をいう。
- (m) 「有効な原産地証明」とは、有効な原産地証明書又は有効な原産地申告をいう。
- (n) 「価額」とは、前章の規定の適用上用いられる産品又は材料の価額をいう。
- 2 この条に別段の定義がある場合を除くほか、前章に定める定義を適用する。

第三節 貿易の円滑化のための税関協力

第五十条 貿易の円滑化のための税関協力

各締約国は、貿易の円滑化を促進する上での税関当局の役割及び税関手続の重要性を認識して、両締約国間で取引される物品の速やかな通関のため、協力して次のことに努める。

- (a) 情報通信技術を利用すること。
- (b) 税関手続を簡素化すること。
- (c) 税関手続を、関税協力理事会の主催の下で作成される標準規定及び勧告規定その他の関連する国際的な基準及び勧告された慣行に、可能な限り従わせること。

第五条

- 1 この議定書は、協定第五条5及び第七十四条1の規定に基づき両締約国がそれぞれの国内法上の手続に従って承認するものとし、その承認を通知する外交上の公文が交換された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

- 2 この議定書は、協定が有効である限り、効力を有する。

第六条

- 1 この議定書は、日本語、スペイン語及び英語をひとしく正文とする。解釈に相違がある場合には、英文による。

- 2 1の規定にかかわらず、

- (a) 付表一は、ひとしく正文である日本語及び英語により作成される。
- (b) 付表二は、ひとしく正文であるスペイン語及び英語により作成される。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

二千十一年九月二十二日にメキシコ市で、本書二通を作成した。

日本国のために

目賀田周一郎

メキシコ合衆国のために

B・フェラーリ